

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター通信教育講座助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会員の自己啓発を図ることを目的に、通信教育講座（以下「講座」という。）を修了した会員に対し、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）がその受講料の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(通信教育講座)

第2条 この要綱において助成の対象とする講座は、次のとおりとする。

- (1) 学校法人NHK学園通信講座
- (2) 学校法人産能大学通信教育講座

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、会員で講座を修了したものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、会員1人1講座3,000円とする。ただし、助成は、年度内1人1講座とする。

(助成金の請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、修了証の発行の日から2年以内に、通信教育講座助成金交付請求書に講座修了証及び受講料の納付を証する書類を添えて、理事長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第6条 理事長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、請求者に助成金を交付する。

(助成金の支払)

第7条 前条の助成金の支払は、口座振込又はセンターの窓口払いにより支払うものとする。

- 2 センターの窓口で支払を受けようとする者は、身分を証明するものを提示しなければならない。

(権利の時効)

第8条 この要綱による助成金の請求権は、修了証の発行の日から2年間で消滅する。

(助成金の返還)

第9条 理事長は、助成金を受けた者が、偽りその他不正の行為により助成金を受けたと認められるときは、直ちにその者から助成金を返還させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター設立の登記の日から施行する。
- 2 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター設立の登記の前日に発生した財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター通信教育講座助成金交付要綱による交付事由については、この要綱による交付事由とみなす。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。